

びんけん 第32号

発行：日本聖公会東京教区 人権委員会

発行日：2009年1月25日

「日の丸・君が代強制の即時中止を求める声明文を採択し、
各教会に伝えて祈る件」が採択されました。

森田信也

昨年11月24日の第107（定期）教区会で、人権委員会が提出した標記の議案が採択されました。この議案は公立学校特に東京都で進んでいる「日の丸・君が代」の強制問題に対し、「思想及び良心の自由」、「信教の自由」を守ることを求め、この強制に苦しむ人々、クリスチャン特に聖公会の信徒である教員のことを覚えて祈るものです。

「日の丸・君が代」については私たちそして信徒の中にも様々な考え方があります。そして「敬礼する、しない」「歌う、歌わない」それぞれの考えが、尊重されなくてはならないことも当然です。しかし、その「自由」を保障した憲法の「思想及び良心の自由」、「信教の自由」(※)が危機に瀕しています。

2003年10月23日、東京都教育委員会は「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について（通達）」(以後、「10.23通達」)を出し、公立学校の入学式・卒業式等において「日の丸・君が代」の強制を公然と行うようになりました。これにより、強制に反対する教員は次々と処分を受けるようになり、その数は今日までにすでに410件に達していますし、処分を受けた教員の中には多くのキリスト者が含まれています。

日本聖公会は、教育現場はじめ日常生活の中で「日の丸・君が代」強制問題が起こることを危惧し、「日の丸・君が代」の法制化及び強制に対する憂慮を表明してきました。

(2頁へ続く)

(1 頁より続く)

過去10年間の日本の政治・教育・社会を振り返ってみると、1999年の「国旗・国歌法」法制化の時に日本聖公会が抱いていた危惧がただの危惧でなかったことは明らかです。

各教会で、「日の丸・君が代」の強制を拒否したがために処分を受けたすべての教育関係者、

特に日本聖公会の信徒、岸田静枝さんと井黒豊さん、また「日の丸・君が代」の強制によって苦しんでいるすべての人々を覚え、「日の丸・君が代」の強制がなくなるまで、イエス・キリストの愛に基づく「正義と平和」を求め祈っていただくことを希望します。

(3 ページへ続く)

2月11日に近い主日(今年は2/8)の代祷に
「信教の自由を抑圧されている人々のため」
とあるのは、この決議を受けたものです。

(※)「信教の自由」

日本国憲法第20条は、「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」と強い言葉で書かれている。明治憲法では、「第28条 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」と、主権在民ではなく、限定つきの信教の自由であった。現行憲法は、第19条「思想および良心の自由は、これを侵してはならない。」に続く保障であり、国家権力が内心の自由に立ち入ることを許さないものである。思想・良心・信教の自由は、自分と他者の差異を認め合い尊重しあうものであり、民主主義と寛容の精神を育てるものである。

さらに第20条は、「②何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。③国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」と続き、かつて国が神社参拝を強制したり、天皇を神格化し国民に絶対服従を強いたことから、国が宗教を使って権力を行使することを禁止し、「政教分離」を謳っているのである。

— 声明文 —

(教区会採択原文)

一、公務員は『憲法』によって「思想及び良心の自由」、「信教の自由」を保障されていると同時に、『憲法』を遵守しなければなりません。「日の丸・君が代」強制の出発点となった東京都教育委員会の「10.23通達」は、如何なる理由においても『憲法』によって保障されている公務員（教員）の思想、良心および信教の自由を制限することはできません。処分の直接的な根拠とされている「職務命令」が公務員の「思想及び良心の自由」、「信教の自由」に反するものであればなおさらです。2006年9月21日、人権尊重と民主主義の観点からこの問題を取り扱った「国歌斉唱義務不存在確認等請求訴訟」（東京地裁、難波裁判長）において、「10・23通達」が違憲・違法であり、「職務命令」は違法であるという判決が下されました。私たちは、東京高裁に控訴中のこの裁判に注目し、公正な裁判と判決を求めます。

一、私たちは、「日の丸・君が代」強制は戦後の日本における新国家主義（右傾化）の一つであり、また『憲法』違反であり、戦争から学んだ歴史の否定に等しいものであると捉えます。今行われている政府および地方行政による「日の丸・君が代」強制の即時中止を求めます。

一、私たちは、イエス・キリストの平和への望みに基づく信仰によって、戦争する国から戦争をしない国に生まれ変わったこの国を愛します。私たちの国への「愛」は、国家権力による「愛国心教育」によって作られたものではありません。私たちが愛するのは、平和と民主主義によってこの国に住む日本人および外国人に自由が保障されている国であり、アジアの人々、さらには世界の人々からも尊敬される戦争をしない国、主権在民の国、民主主義が保障される国、人権が尊重される国、思想、良心、信教の自由が守られる国である「日本」です。このような意味から、私たち

(4 ページへ続

は国家権力による「愛国心教育」を拒否すると同時に、日本を愛するがゆえに「日の丸・君が代」強制の即時中止を強く求めます。

一、私たちは、「日の丸・君が代」の強制を拒否したがために処分を受けたすべての教育関係者、特に日本聖公会の信徒、岸田静枝さんと井黒豊さん、また「日の丸・君が代」の強制によって苦しんでいるすべての人々を覚え、「日の丸・君が代」の強制がなくなるまで、イエス・キリストの愛に基づく「正義と平和」を求めともに祈り続けます。

**日の丸・君が代強制の
即時中止を求める祈りの会**

日時：2009年2月14日（土） 午後2時から4時まで
場所：神田キリスト教会

**土井敏邦・パレスチナ記録映像4部作
完成記念上映会・シンポジウム**

日時： 2009年2月28日（土） 午後1時から5時まで
場所： 明治大学駿河台キャンパス
リバティータワー（地下1F 1001教室）
御茶ノ水駅下車徒歩3分

第1部 *記録映画『パレスチナ・届かぬ声』（4部作ダイジェスト版）

- ・（第1部）『ガザー「和平合意」はなぜ崩壊したのかー』
- ・（第2部）『侵蝕ーイスラエル化されるパレスチナー』
- ・（第3部）『2つの“平和”ー自爆と対話ー』
- ・（第4部）『沈黙を破る』（5月劇場公開予定の映画）

***評論『この記録映画をどう見るか』**

- ・白杵陽氏（日本女子大学教授）
- ・川上泰徳氏（朝日新聞 元中東総局長）（予定）
- ・ジャン・コンカーマン氏（映画作家）

第2部 *ガザ緊急報告 土井敏邦氏

***シンポジウム「オバマでパレスチナはどうなるのか」**

- ・白杵陽氏 / 川上泰徳氏（予定） / 土井敏邦

参加費1000円（資料代として）